

冬季観光客誘致促進事業仕様書

一般社団法人釧路観光コンベンション協会

1 概要

本仕様書は、一般社団法人釧路観光コンベンション協会（以下「協会」という。）の冬季観光客誘致促進事業（以下「本事業」という。）の提案に関し、必要な仕様を定めるものである。

2 目的

新型コロナウイルスの影響により大きく減少した、当地への観光客の需要回復を目的とし、令和3年2月末まで実施される「トク旅くしろ」キャンペーンの情報や、地域の雄大な自然景観を織り込んだ記事等を制作し、旅行雑誌等を活用した情報発信を展開するとともに、旅行雑誌社のWEB等もあわせて活用した情報発信を行い、当地への観光客誘致を図る。

3 本事業に求める基本的要件

- (1) 地域の取材を実施した後、誘客に資する記事を制作すること
- (2) 複数の雑誌を活用した情報発信を行うこと
- (3) 旅行雑誌等を発行する事業者のWEBやSNS等にて情報発信を行なうこと

4 予算上限額 18,700千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

5 全体委託期間及びPR業務期間

(1) 全体業務期間	契約締結日から令和3年2月28日まで
(2) PR業務期間	・雑誌等による広告については、1～2月の地域への誘客を見据え、12月中に発売される雑誌等へ記事掲載すること。 ・WEBやSNS等の情報発信については、開始時期は提案によるものとし、業務期間末まで発信すること。

- (3) 新型コロナウイルスによる影響等により、本事業の契約締結が予定より遅れた場合については、双方協議の上日程を変更する

6 業務内容

- (1) 記事制作については「2 目的」を踏まえたメッセージ性・ストーリー性・話題性を意識し、企画制作するものとする。企画制作する記事の種類と本数に取り決めは設けない
- (2) 記事を掲載する雑誌は複数とし、雑誌媒体の選択は企画提案によるものとする
- (3) 記事掲載を行う雑誌を取り扱う事業者が展開するWEBやSNS等においても、制作した記事などを掲載し、情報発信を行うこと
- (4) 事業者が展開するWEB等での情報発信の際は、WEB等への誘因広告を行うこと

7 留意事項

(1) 秘密保守・個人情報管理

受託者は、本業務終了後においても、本業務で知り得た個人・企業等の業務上の秘密を保持しなければならない。個人情報については、関係法令を遵守し、適正に管理すること。

(2) 業務の再委託

受託者は、企画、制作など各工程を一括して受託者内で完結できることとし、基本的には第三者委託を禁止する。ただし、作業工程の一部を委託する場合には、あらかじめ協会の同意を得るものとし、再委託先の行った作業の結果については、受託者が全責任を負うこと。

(3) 著作権等

本業務に係る成果品の二次利用等については、協会と本事業の受託者双方の協議の上、その利用等について決定する。

8 審査基準

審査は「【別表】評価項目一覧表」の項目について評価するので、この点に留意の上、企画提案書を作成すること。

評価項目一覧表

評価項目	配点
委託事業について、仕様書等に記載されている内容がしっかりと反映されているか。	30点
広告媒体やタイミング、WEB等との連動性など効果的な事業になっているか。	20点
冬季の誘客促進に向けた効果的な広告宣伝手法が示されているか。	15点
新型コロナウイルスによる旅行者ニーズの変化等を踏まえ、かつ、これまでの広告宣伝にはない独自性があるか。	15点
業務を実施する上で十分な体制であるか。	5点
業務を円滑に実施できる計画になっているか。	5点
見積金額が提案内容に対して適正であるか。	10点
合 計	100点